# 報 道 発 表



## 長崎税関における関税法違反事件の取締り状況 一令和5年一

長崎税関は、令和5年の当税関管内における関税法違反事件を取り締まった 実績を以下のとおりまとめましたのでお知らせします。

### 1. 関税法違反事件の主な調査事例

#### [事例1]アラブ首長国連邦来覚醒剤輸入未遂事件

#### (概要)

令和5年3月8日、大阪税関関西空港税関支署において摘発されたアラブ首 長国連邦来航空小口急送貨物(国際宅配便)に隠匿された

覚醒剤(液体)約13.6キログラム

の輸入未遂事件に関し、当税関調査部は、長崎県警察と共同調査を実施し、同年 4月から8月、本件貨物の受取人、指示役などを含む日本人6名を関税法違反に より長崎地方検察庁に告発した。

なお、押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約16万回分、末端価格にして約3億円に相当する。

#### (写真)





#### [事例2]香港来大麻輸入未遂事件

#### (概要)

令和5年9月8日、長崎税関鹿児島税関支署鹿児島空港出張所において摘発された香港来香港人航空旅客による

大麻(液体)約0.537グラム

の輸入未遂事件に関し、当税関鹿児島税関支署は、鹿児島県警察と共同調査を実施し、同年10月、香港人1名を関税法違反により鹿児島地方検察庁に告発した。

#### (写真)





#### [事例3]フィリピン共和国来麻薬輸入未遂事件

## (概要)

令和5年9月1日、門司税関北九州空港出張所において摘発されたフィリピン共和国来国際宅配貨物に隠匿された

麻薬 (別名サイロシビン及びサイロシン粉末) 4.04グラム (50カプセル) の輸入未遂事件に関し、当税関調査部は、鹿児島県警察と共同調査を実施し、同年10月、本件貨物の受取人など日本人 2名を関税法違反により鹿児島地方検察庁に告発した。

## (写真)





## 2. 関税法違反事件の告発及び通告処分実績

当税関管内における関税法違反事件の告発及び通告処分<sup>※1</sup>は、告発6件、通告処分9件の計15件である。

犯則種別については、次表のとおり禁制品輸出入事犯9件、無許可輸出入事犯5件、 その他事犯1件である。

なお、禁制品輸出入事犯は全て不正薬物事犯であり、薬物別で見ると覚醒剤4件、大麻1件、麻薬1件、指定薬物<sup>※2</sup>3件である。

- ※1 告発及び通告処分は、他税関で摘発され当税関に引き継いだ事件を含んでいる。
- ※2 指定薬物とは、いわゆる危険ドラッグと言われるもので、中枢神経系の興奮・抑制・幻覚の作用を有し、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるとして、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で規制されているもの。

犯則種別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	前年比
禁制品輸出入事犯	7	6	9	6	9	150%
関税脱税事犯	-	-	-	-	-	-
無許可輸出入事犯	6	6	1	-	5	全増
その他事犯	1	3	-	-	1	全増
合計	14	15	10	6	15	250%

## 3. 関税法違反事件の摘発実績

当税関管内における関税法違反事件の摘発については、大麻事犯1件、無許可輸出入 等事犯15件の計16件である。

4 7 12 10 11 00 11 10 11 10 10 10 10 10 10 10											
		年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	±5 /¬ LL			
態様別								前年比			
	色醒剤	件	-	-	_	-	-	-			
	ÆB⊈ H¹I	kg	-	-	-	-	-	-			
	大麻	件	-	-	-	-	1	全増			
		kg	-	-	-	-	0	全増			
	あへん	件	-	-	-	-	-	-			
		kg	-	-	1	-	-	-			
	麻薬	件	3	-	_	-	-	-			
		kg	15	-	-	-	_	-			
ĺ	ヘロイン	件	-	-	-	-	_	-			
		kg	-	-	-	-	-	-			
ĺ	コカイン	件	3	-	-	_	_	-			
		kg	15	-	-	-	-	-			
ĺ	MDMA等	件	-	-	-	-	_	-			
		kg	-	-	-	-	-	-			
指定薬物	15字 蒸 55	件	3	-	_	-	-	-			
	1日、足等(初	kg	0	-	_	-	-	-			
無許	F可輸出入等	件	16	11	2	4	15	375%			
	△=+	件	22	11	2	4	16	4倍			
合計		kg	15	0	1	-	0	全増			

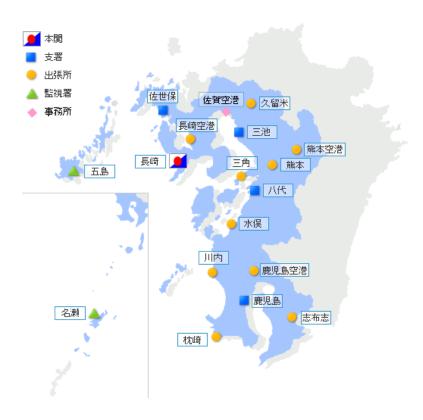
※上表は、前記2「関税法違反事件の告発及び通告処分実績」とは一致しない。

## 4. 不正薬物等の密輸出入阻止に向けての税関の取組み

当税関においては、次の対策に取組み、厳正な水際取締りを実施していく。

- (1)情報や取締・検査機器の有効活用を図る
- (2)警察、海上保安庁、麻薬取締部等の関係機関と取締りに関する情報交換を行う
- (3) 国民からの不正薬物等の密輸に関する情報収集の強化を図る

## 5. 参考(長崎税関管轄区域)



(※)「長崎税関管轄区域」: 長崎県(壱岐、対馬を除く。)、福岡県及び佐賀県のうち有明海に近接する地域(久留米市、大牟田市、佐賀市、鳥栖市等)、熊本県、鹿児島県

広報担当

長崎税関総務部税関広報広聴官 電話 095-828-8606